パブリックコメント閲覧資料

「（仮称）北広島市暴力団の排除の推進に関する条例」の制定について

１．条例制定の必要性

暴力団は、市民の生活や社会経済活動の場に介入し、暴力団の威力を背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。国では、平成４年に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が制定され、平成 23 年度までに全ての都道府県で暴力団の排除に関する条例が施行されました。

道内の市町村においては、平成 25 年 10 月 15 日現在で 179 市町村のうち 137 の市町村で暴力団排除条例が制定され、平成 25 年度中に新たに 21 の市町村が条例制定を予定しています。

このように全道的に暴力団排除に関する市町村条例制定の動きが高まっていることから、本市においても、安全で安心な市民生活を実現するため、暴力団の排除の推進に関する基本理念や市の役割などを定めた条例を制定し、暴力団の排除を進めるメッセージを発信するとともに、行政と市民、事業者、警察等が一体となって社会全体で暴力団の排除に取り組むこととします。

２．条例の主な内容

北海道の条例（平成 23 年 4 月施行）では、道が発注する公共事業等から暴力団を排除したり、道の公の施設が暴力団の活動に利用されないように必要な措置を定めたほか、事業者に対して暴力団の威力を利用することや、暴力団に利益を供与することを禁止しており、悪質な場合には勧告や公表などの措置を定めております。

しかし、道条例には、市民（道民）による暴力団の威力の利用禁止や、暴力団に対する利益供与の禁止は定められていません。また、公共事業や公共施設の利用からの排除についても北広島市所管の事務事業や施設まで及ばないこともあり、これらの規定について補完する内容とします。

条例に盛り込む主な項目

- 市の公共事業等事務事業からの排除
- 市の公の施設の利用の制限
- 青少年に対する指導
- 市民による暴力団の威力利用及び利益供与の禁止